

愛知県アスレティックトレーナー連絡協議会 会則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、愛知県アスレティックトレーナー連絡協議会（以下「本会」という）と称する。

- (1) 本会の所在地を名古屋市緑区鳴海町字三皿18番地4号2Bとする。
- (2) 事務局は、本会の事務全般を総括し、業務を執行する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互およびスポーツドクター、スポーツ指導者との連携を密にし、スポーツ医科学に基づくアスレティックトレーナーの技能を高め、広く本県のスポーツ振興と競技力向上に寄与することを目的として、2009年4月4日に当会を設立する。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツ医科学に基づいたアスレティックトレーナーの業務に関する情報交換及び普及啓発の広報活動を行う。
- (2) スポーツ医科学に基づいたアスレティックトレーナーの業務に関する調査研究を行うため研修会、研究発表会を開催する。
- (3) 競技団体、地域のスポーツ協会等と連携し、県民スポーツの振興と競技力向上及び、健康管理に関する諸活動を行う。
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業。

(組織)

第4条 本会は次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 正会員は公益財団法人日本スポーツ協会が公認したアスレティックトレーナーとする。
- (2) 準会員は本会の目的に賛同し、第5条(2)の手続きを経て入会したものとする。

(入会)

第5条 本会への入会は以下のように手続きを行う。

- (1) 本会に入会しようとする正会員は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、会費を添え、本会に提出し、役員会の承認を得なければならない。
- (2) 本会に入会しようとする準会員は、愛知県在住、在勤、在学のいずれかに該当するもので、所定の入会申込書に必要事項を記入し、1名以上の役員の推薦状と会費を添え、本会に提出し、役員会の承認を得なければならない。

付記 準会員の推薦枠は当面、役員1名に対し、2名ないし3名とする。

(退会)

第6条 会員が、本会を退会しようとするときは、本会に届け出ることにより退会することができる。

2. 会員が1年以上の会費を納入しないときは、本人に対して期間を定めて催告し、なお納入しないときは退会とみなす。

3. 死亡又は失踪の宣告を受けた者は退会とみなす。

第7条 本会を退会した者で再入会を希望する者については、役員会がその再入会を承認することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一つに該当するときは、役員会の議決を経て、除名することができる

(1) 本会の名誉を傷つけた者

(2) 本会の綱紀を乱した者

2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に予め通知をするとともに、当該会員に除名決議を行う役員会にて弁明の機会を与えることができる。

第9条 本会を除名された者で再入会を希望する者については、役員会がその再入会を承認することができる。

(会費、寄付金等の不返還)

第10条 既納の会費、寄付金等はいかなる理由があってもこれを返還しない。

(役員)

第11条 本会には次の役員をおく。

(1) 会長 1名

(2) 理事 若干名

(3) 事務局長 1名

(4) 監事 2名

(名誉会長、顧問)

第12条 本会に名誉会長、顧問を置くことができる。名誉会長及び顧問は特に役員会が推挙したものにつき、総会に諮って決定するものとする。

(役員の任務及び選出)

第13条 本会の会長は、総会において選出し、理事、事務局長、監事は会長が委嘱する。

役員の任期は2年間とする。ただし再任は妨げない。

(1) 会長は、会を代表し、会務を総括する。

(2) 理事は、役員会を組織し、会務を執行する。

(3) 事務局長は、事務局を代表し、本会の事務を総括する。

(4) 監事は、会の会計を監査する。

(会議)

第14条 本会の会議は、総会、役員会とする。

- (1) 総会は、会長が招集し、議長となり、会の予算、決算、事業計画、役員の決定、その他必要な事項を審議する。
- (2) 役員会は、会長が招集し、議長となり、総会からの委任事項及び緊急事項等について審議する。

(議事)

第15条 総会は会員の2分の1以上（委任状を含む。）の出席によって成立する。総会の議事は、出席会員の過半数で決定する。

(会計)

第16条 本会の経費は、会員の会費及び補助金その他寄付金をもってこれに充てる。

- (1) 会費は、年額3,000円とする。
- (2) 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第17条 本会の会則の変更、追加は総会の議決を必要とする。

附 則

この会則は、2009年4月1日から施行する。

2010年4月11日一部改訂

(第5条)

2019年10月21日一部改訂

(第1条第1項、第4条第1項)

2021年4月25日一部改訂

(第16条第3項削除、附則)

2022年5月15日一部改訂

(第1条第1項)

2022年12月18日一部改訂

(第1条第1項、第2条)